

■ 居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準

青森市における居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準は次のとおりです。

1. 地区計画等の区域内における取り扱い

次の地区計画のうち、地区整備計画が定められている区域内において、申請建築物が当該地区計画中の建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限に限る。）に適合しない場合は原則として認定できません。

- 一 油川地区
- 二 浜館地区
- 三 筒井八ツ橋地区
- 四 八ツ役地区
- 五 浜田地区
- 六 青森駅前地区
- 七 沖館地区
- 八 奥野地区
- 九 大野南地区
- 十 三好地区
- 十一 新城地区
- 十二 石江地区
- 十三 大野地区
- 十四 野木総合流通団地地区
- 十五 三内（西部工業団地）地区
- 十六 新中央ふ頭地区

2. 景観計画の区域内における取り扱い

青森市の景観計画の区域内において、申請建築物（青森市景観条例に定められた届出を要する行為に限る）が当該地区計画中の建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限に限る。）に適合しない場合は原則として認定できません。

3. 都市計画施設等の区域内における取り扱い

次の区域内における住宅の建築制限のある区域内にあつては原則として認定できません。ただし、申請建築物が市街地開発事業の施行区域内における施設建築物である住宅及び区画整理地内の除却が不要な住宅である等、長期にわたる立地が想定されることが許可等により判明している場合はこの限りではありません。

- 一 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域
- 二 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域
- 三 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域
- 四 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域
- 五 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第8条第1項の告示があつた日後における同法第2条第3項に規定する改良地区